

【諮問（個人）第149号】

26川情個第19号
平成26年10月10日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 青柳幸一

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）

平成25年8月26日付け25川財か市第419号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

【事務局】

総務局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った異議申立人の保有個人情報開示請求に対する拒否処分は、妥当である。

2 開示請求内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成25年7月17日付けで川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「軽自動車税の記録等」について保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、同年7月18日付けで、文書不存在を理由に拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、同年8月7日付けで、本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問（個人）第149号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

- (1) 平成25年8月7日付け異議申立書における主張要旨
 - ア 本件処分は、本件請求時の異議申立人と川崎市担当職員の解釈の違いによるものである。
 - イ 現在、軽自動車税を納付している。
- (2) 平成26年1月17日実施の口頭意見陳述における主張要旨

昭和47年から〇〇区〇〇に居住していた。平成13年に同区△△に転居し、区役所で住所異動の手続きを行った。その後、平成21年から、実際には以前居住していた〇〇で生活していたが、住所異動の届出を行わなかったため、住所は平成25年9月まで△△のままだった。保有個人情報開示請求書には、〇〇の住所を記入した。軽自動車税については、納税通知書が送付され納付しているため、どちらの住所でも該当する記録があるはずである。

4 実施機関の主張要旨

- 平成25年10月10日付け処分理由説明書及び平成26年3月18日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。
- (1) 保有個人情報開示請求時の本人確認については、運転免許証等の提示を求めている。本件請求では、総務局行政情報課情報公開担当において、保有個人情報開示請求書に記載された氏名及び住所と、異議申立人が提示した運転免許証に記載

された氏名及び裏面に記載された現在の住所を照合し、本人であることを確認した。

- (2) 軽自動車税の記録は、川崎市市税システム（以下「市税システム」という。）に含まれる軽自動車税課税データにおいて管理しており、住所、氏名等は、住民基本台帳のシステムを参照し常に新しい情報を取り込み、課税情報は、軽自動車等の所有者が申告した軽自動車税申告書を基に入力している。

保有個人情報の開示請求があった場合、保有個人情報開示請求書に記載された住所及び氏名で対象の軽自動車税課税データを特定する。さらに、住所については、現住所と申告時の住所が異なる場合や、納税通知書送付先を住民基本台帳の住所と別住所に設定することがあるため、住所の履歴や送付先住所の設定がないかも確認している。なお、軽自動車税申告書は、その情報を軽自動車税課税データに入力した後、納税義務者からの廃車の申告後5年で廃棄している。

- (3) 異議申立人の軽自動車税課税データを、保有個人情報開示請求書に記載された住所及び氏名（フリガナ、漢字）で検索し、次に住所のみで検索したが、いずれも該当するデータはなかった。さらに、氏名（フリガナ、漢字）のみで検索したところ該当するデータはあったが、異議申立人の住所と一致せず、また、住所履歴や送付先住所も確認したが、一致するデータはなかった。また、異議申立人は、本件請求時の異議申立人と川崎市担当職員の解釈の違いがあると主張しているが、上記の方法により検索を行い、本件請求に係る保有個人情報を保有しないことを確認している。
- (4) 以上のことから、異議申立人に該当するデータ及び紙文書は存在せず、本件請求に係る保有個人情報は保有していないため、拒否処分を行ったものである。
- (5) 保有個人情報開示請求書に記載された住所及び氏名から検索した結果、該当するデータがなかったため、電話番号の記載があれば異議申立人に連絡を取り、補正を依頼したり、事情を確認したりすることができたが、電話番号の記載がなく、電話での連絡ができなかった。

5 審査会の判断

- (1) 本件請求時の異議申立人の現住所と住民基本台帳上の住所の不一致

異議申立人は、平成25年7月17日に、実施機関に対して異議申立人の軽自動車税に関する記録等の開示請求を行った。

異議申立人は、昭和47年頃より〇〇区の住民であり、当初、〇〇区〇〇に居住していたが、平成13年に〇〇区△△へ転居し、その後平成21年に〇〇区〇〇へ

転居した。

異議申立人が本件請求を行ったのは、〇〇区〇〇に転居した後であったが、転居の届出を行ったのは平成25年9月〇日であり、本件請求時点における住民基本台帳上の異議申立人の住所は、〇〇区△△のままであった。しかし、本件請求時には、異議申立人は本件保有個人情報開示請求書の住所欄に、〇〇区〇〇の住所を記載し、実施機関に請求を行っていた。

(2) 実施機関の情報管理体制及び検索手続

実施機関は、軽自動車税に関する記録につき市税システムで管理している。住所等は住民基本台帳から取り込み、税の情報は申告書から入力している。

実施機関の説明によると、実施機関は、本件請求を受けて市税システムにて以下の順序により検索を行った。①住所及び氏名（フリガナ、漢字）で検索したが、該当するデータは存在しなかった。②住所で検索したが、該当するデータは存在しなかった。③氏名（フリガナ、漢字）で検索したところ、該当データは存在したが、住所が一致せず、住所履歴や納税通知書送付先住所も一致しなかった。なお、当審査会が実施機関に確認したところ、市税システムでは、住所異動の手続から3年程度は前住所地の記録が住所履歴として保存されるとのことであった。

(3) 本件処分における実施機関の判断の合理性

本件は、住民基本台帳に記載された異議申立人の住所と、本件保有個人情報開示請求書に記載された異議申立人の住所とが異なることから、実施機関が異議申立人の請求する保有個人情報を検出することができなかったという事案である。このような場合、保有個人情報開示請求の際に、請求人が記載の上、実施機関宛に提出する「保有個人情報（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求書」（第8号様式）における「請求に係る保有個人情報の内容」欄に請求に係る住所の記載がない限り、若しくは請求人自らが他の何らかの手段によって申し出ない限り、実施機関は同請求書の住所欄記載の請求人の住所に基づき検索を行うのであって、実施機関にはそれ以上に対象公文書を探索すべき法的義務はない。

上記の検索手順により対象公文書を検出できなかったため、実施機関は、本件請求に対して文書不存在を理由とする拒否処分を行った。対象公文書を検出するため上記市税システムを利用して検索を行ったこと、及び上記の手順により検索を行ったことについて不合理な点はない。上記記載住所の補正等について、実施機関は異議申立人に対し郵便等で連絡することはなかったが、そのことが違法とまではいえない。したがって、実施機関の行った文書不存在の判断は妥当なものである。

なお、実施機関の説明によれば、紙文書である軽自動車税申告書については、そ

の情報を市税システムに含まれる軽自動車税課税データに入力した後、納税義務者からの廃車の申告があった後5年で廃棄するとしている。一方、市税システムにおける前住所地の記録については住所異動の手続から3年程度しか残らないとしている。

したがって、紙文書は、それが3年以上前に住所異動の手続が行われた前住所地が記載された軽自動車税申告書であったとしても、廃車後5年にならない限り存在しているが、市税システム上では、住所異動の手続から3年以上経過した前住所を追跡することができないため、市税システムで該当がなかったとしても、前住所地が記載された紙文書が存在していた可能性はある。

だが実施機関は、保有個人情報開示請求書記載の住所を住民基本台帳上の現住所であるとして市税システムで検索を行い、その結果該当するデータがなかったため、軽自動車税申告書自体を検索することまではしていない。

しかし、このような状況にあるとしても、保有個人情報開示請求書記載の住所に基づいて検索を行った実施機関の対応は、不適切であるとはいえない。

(4) 結論

以上により、本件請求に対して実施機関が行った文書不存在による拒否処分は妥当である。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 青 柳 幸 一

委員 飯 島 奈津子

委員 植 村 京 子

委員 三 浦 大 介